

～2021年国民審査に付される最高裁裁判官11名～

国民審査の対象となる裁判官の顔写真と氏名 *顔写真等は最高裁HPより引用 *判決内容が空欄のところは審理に参加していないという趣旨														
主な経歴など		昭和29年9月2日生 裁判官（東京高裁長官など）、法務省民事局長 第一小法廷	昭和31年10月23日生 検察官（大阪高検検事長など）、法務省矯正局長 第二小法廷	昭和30年3月22日生 弁護士（第一東京弁護士会） 第二小法廷	昭和30年7月21日生 東大大学院教授(行政法) 第三小法廷	昭和32年8月31日生 裁判官（東京高裁長官など）、最高裁経理局長 第三小法廷	昭和32年12月23日生 検察官（最高検検事など）、消費者庁長官 第二小法廷	昭和29年4月16日生 外交官、特命全権大使（イギリス、韓国など） 第三小法廷	昭和32年4月19日生 裁判官（大阪高裁長官など）、最高裁人事局長 第一小法廷	昭和33年12月27日生 弁護士(第一東京弁護士会)、NHK経営委員会委員 第三小法廷	昭和31年2月2日生 弁護士（第一東京弁護士会）、日弁連副会長 第一小法廷	昭和33年7月17日生 検察官（東京高検検事長など） 第一小法廷		
事件名・判決内容														
労働 事件	【大阪医科大学アルバイト賞与差別裁判（2020年10月13日判決）】 大阪医科大学でアルバイトの秘書として働いた職員が、正職員との待遇格差について訴えた訴訟。最高裁は、アルバイト職員に賞与を支給しないことは、不合理ではないと判断。 大阪高裁判決（正職員の6割の賞与の支払を命じた）を変更し、アルバイト職員の請求を退けた。				アルバイト職員への賞与不支給は不合理ではない	アルバイト職員への賞与不支給は不合理ではない								
	【東京メトロ契約社員待遇差別裁判（2020年10月13日判決）】 東京メトロ子会社「メトロコマース」の元契約社員らが、正社員との待遇格差について訴えた訴訟。最高裁は、契約社員に退職金を支給しないことは「不合理とまでは評価できない」とする判断。 東京高裁判決（正社員の25%の退職金相当額の支払を命じた）を変更し、契約社員の請求を退けた。				契約社員に退職金を支給しないことは不合理	契約社員への退職金の不支給は不合理ではない								
	【日本郵政労働契約法20条裁判（2020年10月15日判決）】 日本郵便の契約社員らが正社員との待遇格差について訴えた三つの裁判の上告審判決。最高裁は、契約社員に対して、扶養手当・年末年始勤務手当などを支給しないこと、有給の夏期休暇・冬期休暇を付与しないことは、不合理な労働条件の相違と判断した。	契約社員に対する扶養手当や夏期冬期休暇の格差は不合理												
大法廷 判決	【2019年参議院選挙・一票の格差判決（2020年11月18日判決）】 3.00倍の格差であっても、わずかではあるが格差を是正しており合憲と判断。	合憲	憲法に反する状態	条件付きで合憲	違憲	合憲	合憲							
	【裁判官に対する懲戒申立て事件（2020年8月26日判決）】 フェイスブック上の投稿を理由として懲戒を申し立てられた仙台高裁の岡口基一裁判官に対する分限裁判。最高裁は、戒告の懲戒処分とする決定。	戒告	戒告	戒告	戒告			戒告	*2021年2月8日就任のため判断せず					
	【夫婦別姓訴訟（2021年6月23日判決）】 民法750条及び戸籍法74条1号と憲法24条の関係。夫婦同姓を強制する規定を合憲と判断。	合憲	違憲だが結論同じ *法が夫婦別姓の選択肢を設けていないことは、憲法24条に違反。	違憲 選択的夫婦別姓を導入しないことは、余りにも個人の尊厳をないがしろにする所為である。	違憲 夫婦同姓は、憲法24条2項の個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した法律といえない。		合憲	合憲	合憲			*2021年7月16日就任のため判断せず	*2021年7月16日就任のため判断せず	*2021年9月3日就任のため判断せず